

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年1月28日（木）14:45～15:31
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 西垣 淳子 経済産業省商務情報政策局クリエイティブ産業課課長
- 松尾 佳典 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐
- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
- 久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

<事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、続いてのテーマでございますが、クールジャパン外国人材の受け入れということで、今回の国会で改正する法案との関係でもきちんとした議論をしていかないといけないと思っている項目でございます。

ワーキンググループから指摘をさせていただいている項目につきまして、法務省を中心に回答をいただいておりますので、そちらの説明が中心になると思いますが、始めていただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 いつもお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○根岸室長 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。いつもお世話になります。よろしくお願いいたします。

前回のワーキンググループを踏まえまして、地方創生推進室のほうから指摘・確認事項をいただいております、大きく2点に分かれていて、1つ目は制度そのものをつくる話と、2つ目にガイドラインの話という形になっています。

1つ目の制度の話で、どういう制度をつくるか以前の問題として、ニーズがどうなのかということで今まで議論がなされてきていて、その中で、これまでなかなかそこまでのニーズがないという話をしている中で、こちらのワーキンググループあるいは地方創生推進室のほうでは把握しているものがあるということで御指摘をいただきまして、具体的には日本食ですとか店舗マネジメント、インバウンド、美容などについて具体例を挙げていただいて、こういうものがあるはずなので、関係省庁を含めて連携して、スキームを検討してくれと。それで、ニーズを掘り起こして、調査をした上で制度を考えよという御指摘をいただいております。

それについて回答をお配りいただいておりますけれども、このワーキンググループからの指摘・確認を受けまして、改めて今回具体例を示していただいた各分野の業所管庁に対して、改めてニーズの調査を依頼いたしました。しかしながら、ニーズがやはりないということを既に確認をしているというところ、あるいは労働力としての受け入れ需要はあるけれども、クールジャパン促進という観点ではニーズはないというところ。あるいは既にニーズがあるにはあるのだけれども、それに応じた施策が既に講じられているので、対応済みである。現時点でそれをさらにというものはないというような回答をいただいているところ です。

ということで、いずれの省庁からもクールジャパン人材の就労拡大のスキームをわざわざつくる。あえて新しくつくるというような意向は示されていないという状況でございます。そういう状況ですので、新たなスキームというものを当省のほうでお示しすることは困難な状況ということでございます。

念のため、いつも申し上げていることではありますけれども、ニーズがあれば直ちにスキームが作れるのかということ、ニーズがあつて、やることに効果があると業所管庁がおっしゃるということは、まず議論の出発点として必要だということを申し上げているのであつて、業所管庁が言えばそれでそのままということではなくて、おっしゃったことの妥当性は、基本的には業所管庁を尊重しながらですけれども、そこを検証して、そのほか日本人の雇用ですとか、産業構造に与える影響などを勘案して、これは政府全体の話ですけれども、本当に受け入れるのか、その適否あるいは具体的な仕組みをどうしていくのかを検討していくという順番なのだろうと考えております。その出発点のところなかなか出てきていないというのが現状でございます。

2つ目でガイドラインのところですがけれども、ガイドラインについていただいた御指摘では、ざくっと並んでいる順としては、分野別になったりもしていたのですがけれども、分野ごとにわかりやすいように分類をしっかりとすべきではないか。幾つか具体的な指摘をそこでいただきまして、具体的な声がこのワーキングなどに挙がってきているようなものを踏まえて、必要な修正をするべきであるということ。さらに3番のほうでは、一定の研修の一環のような場合についての予見可能性が現状では不十分なのではないかという御指摘をいただいております。

そういったことを踏まえて見直しを行っております。見直しを行った後のものが、前回お示ししたものの見え消しの形にしておりますけれども、後ろに添付をしておるものがございます。若干追加をしたものが赤で加わっております。分野別に整理をしたりの関係で移動をさせたものなどが緑色の形で入っていたりしております。現状はこのような状況になってきております。

御指摘の2の(2)で、基準が不明確、恣意的という御指摘をいただいておりますけれども、その中で、業種とか職種によって恣意的に判断されているかのようなことの御指摘がいただいている具体例としてそちらに挙がってきている中にあったというところですがけれども、それについては、申請自身は非常に多岐にわたるわけですが、個々の事案ごとに業務の内容を確認してございます。したがって、その業種とか職種だけで何々業だから全て許可とかという判断をしているわけではないということでございます。

若干、前回、議論の中でもお話し申し上げましたが、事業者の規模とか立地というのは、それだけでどこどこにあるから不許可とか、何人以下の会社あるいは幾ら以下の売上だから不許可とか、そういうことはなくて、ただ、影響するとすれば、業務量を見る中で、何々の仕事をしますと言ったのだけれども、その業務がその会社にはそんなにはないはずだということが明らかな場合には、事業規模などを見る場合というのは当然あるにはありますけれども、それは一律にこの土地だから許可、こっちの土地は不許可とか、大きいから許可で、小さいから不許可だとか、そういうようなことでは全くないということも2の(2)のところでも御説明をしている内容でございます。

ガイドラインについてはこのような形で直しておりますけれども、また御指摘などがありますれば、これは幾らでも充実をさせていきたいと思っておりますし、本来、明確化するという観点からすれば、なるべく早く一旦は公表して、必要があれば追加をしていくというような、ほかの事例公開などをやっているものもまた適宜のタイミングで追加をしていったりしておりますので、別に1年に一度しか更新できないとか、そういうたぐいのものではありませんから、まず一旦は公表をなるべく早目にして、必要な都度見直すというような方向にできればと考えております。

冒頭、私のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございますか。

○原委員 ニーズがないということですね。

○根岸室長 そうですね。

○原委員 わかりました。

○鈴木委員 ニーズがないということは、我々はそうは思っていないという平行線でしか議論がないと思うのですけれども、具体的に所管の管庁に聞いたというのがそもそも私はちょっと違和感があるのですが、つまり、所管の管庁に聞くと、そもそも所管の管庁は既存の業界とバッティングするようなところで、そもそも新しいニーズを上げてくるのかどうかというのがまず一つ疑問なので、把握するのであれば、所管管庁に聞くのではなくて、例えば都道府県に聞いたりとか、あるいは業界団体に聞いたりとか、いろいろなところで調査するほうが適切なのではないかというのが1点です。

もう一つは、各官庁でもいろいろな管庁があるわけですが、例えば経産省さんみたいなのが本当にそう答えているのですかということをお聞きしたくて、まず経産省がせっかくいらっしゃるので、農水省もいらっしゃるので、全くこれに対してニーズはないというお答えをしたのかどうかをお聞きしたいというのが1点です。

それから、具体的に対策をどうしているのか。もう対策済みだというような答えをしていると書いてありましたけれども、では、具体的にどういう対策をしているのか。どう答えているのかをお聞かせいただけないかと思います。

○根岸室長 適宜補足をいただくとして、法務省が全部全ての小さいところから何から団体に属していないところから聞いて回れば、法務省としては全て把握できるのかもしれませんが、我々それぞれの業界の、そもそもとっかかりとしてどこに聞くべきなのかのような一番大きい団体すら、それが大きいのかどうかもわからない状態ですので、その中でたまたまインターネットでヒットしたところに聞いてみるというわけにもいかないでしょうし、1社、2社聞いたから、それがニーズなのかというよくわからないでしょうし、このニーズの話は、ニーズがあって、要するという人がいたとして、人手不足みたいところはあちこちにあるわけです。それを全て外国人を入れるということではないでしょうから、その後の、ではやはりそれはこのクールジャパンの観点から、そのニーズというのはやはり生かして、外国人を入れることがクールジャパンに資するということにやはりつなげていかなければいけないので、そこまで含めてその業界としてどういう発信をするのが本当にいいのかというところまで考えていただかなければいけませんので、そこを我々が主導で考えるというのはなかなか困難ですから、やはりそこは業所管庁さんのところに一義的にお願いするしかないのだらうと思っています。

今回いろいろ聞いた中で、まず経産省さんのところについては、前回といいますか、前々回のときに御同席もいただいて、お話をしておりますけれども、今回、前回ワーキングを踏まえての指摘事業で、具体的にこういう事例を承知しているから、本当はないのか、おかしいのではないかとありていに言うとそういうご指摘だったわけですが、その中には、直接経産省さんの所管の分野がなかったもので、今回の改めての調査の依頼の対象とし

ては経産省さんは入っていないということになっています。

あと、お答えの中で、もう既にやっているとか、そういうところですけども、クールジャパンなのかどうかというのはとりあえず置いておいてなのですが、今回新たに、今までクールジャパンの文脈では余りこれを議論していなかったのですが、インバウンド観光とかというところでのホテルとかそういうところについてのフロントとかコンシェルジュは一般的に言えば、認めているのですけれども、とはいえ、カプセルホテルのフロントでというようなもので、最低限のやりとりしかしないようなところの場合には、なかなか人文知識とまで言えないというのは実際にあります。その辺がどういう場合だったら認められるのかとか、こちらのクールジャパンの文脈で話しているものと同じで、それこそ立派なコンシェルジュがいるような立派なホテルだとしても、最初は研修で客室のこともやりますね。レストランのウェーター、ウエートレスもやりますねというものがこういうもので認められるケースはきちんとありますよとか、同じような論点がやはりありまして、こちらについては、これは再興戦略のほうの文脈の中で、その辺は明確化を図りましょうということにもともと議論が別の流れでありまして、ずっとこれは観光庁さんとなのですけれども、観光庁さんを通じていろいろ業界内のこの辺がわかりにくいとかという声も拾っていただいて、うちの知っている許可事例、不許可事例はこのような感じなのだけれども、つけ足すものはあるかというやりとりをして、それは昨年末にガイドラインの形で公表しております。そこはそういう意味で、明確にしてほしいというニーズはあるけれども、それは措置済みであるというようなことです。

もう一つ、措置済みという文脈で申し上げたのは、いつもここで、例で挙げります農水省さんの日本食です。あれについては、まさにニーズがあるからやったわけですけども、それについては始めて、実際に使われているので、今のところそれをまた大きく変えるというようなニーズは出ていないので、それをないといえ、ないのかもしれませんが、どちらかという、今、ニーズに応じているところなので、それは措置済みというような整理ということでお答えをしているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。経産省と農水省のほうから、どうお答えになったのかをお聞かせいただけますか。

○西垣課長 経産省クリエイティブ産業課長の西垣でございます。前回まで出席できなくて済みません。

今、まさに根岸室長のほうから御説明いただきましたように、今回、ニーズ把握ということをお聞きするのを我々経産省のほうは聞かれていないものですから、我々のほうでいろいろなニーズを聞いておりまして、それをお答えする機会がなかったという状況で今日を迎えております。

まず、ここのニーズ論をするに当たって、我々は、誰の何のニーズなのかというところを明確化する必要があるだろうと考えておりまして、その割にはちょっと長い紙になって恐縮なのですけれども、ペーパーをお渡ししたほうがいいのかと思います。

長くいろいろ書いてあるのですけれども、ポイントだけこの紙を見ながらと思っているのですが、1番と2番で、まず我々が思っているところのクリエイティブ人材として、我々に関連するファッションデザイナーあるいは我々はデザイナーとファッションデザイナーを分けているのですけれども、最近、デザイナーという概念は非常に広がっておりまして、経営にも携わってくるような高度デザイナーというところが非常に重要視されているということもございますので、この2つについてのニーズ論という形で議論をさせていただければと思っております。

まず、ファッションデザイナーというところについてなのですけれども、いろいろ書いておりますが、下の○に書いてあるところ、これは必ずしも特区に対するニーズなのかというと、そういう整理はしていないものですから、少し混乱を招いてしまうと申しわけないのですが、今回のお題が日本で学んだ学生が日本企業に就職する場合ということから最初入っていたと承知しておりまして、かつ日本で学んだというのが専門学校として留学ビザを発給できるようなところ。ファッションデザイナーでいいますと文化服飾学院とかそういう専門学校として指定されている人。この人たちが就職をする場合は一番上の○になります。ですので、法務省さんから聞かれてきたニーズ論というのはこの最初の○のところにかかっていたと理解しております。ですので、前々回のときに我々が議論させていただいたニーズ論の世界は、あくまでこの一番上の○の議論だったというように承知しておりまして、留学資格を得られている日本の専門学校を卒業した人が卒業後に日本で就労する問題については、ガイドラインの明確化というニーズがございますということで、今日、根岸室長からお話があったようなガイドライン明確化の議論に入ってきたと。

ただ、特区ということできましたので、こういう議論をさせていただいたのですけれども、もともと我々は業界とお話をする、2つ目以降のニーズがぼろぼろ出てきているというのが実態でございます。これについてこの場でお話しするのがいいのかどうかというところを躊躇しておりましたが、業界のニーズ論ということですので、今回御紹介させていただくとすると、まず、2つ目の○ですが、留学の際に学校教育法に基づく各種学校ではないけれども、留学ビザをもらえるという形でのファッション専門学校を幾つか法務省さんに指定していただいております、具体的にはエスマードとかバンタンといった株式会社形態の学校なのですけれども、ここを出た人たちが就労をするというところに関しては、今、ビザでの対応ができておりませんので、ここのニーズは存在しております。ただ、ここを特区でやるのかというと、特区の場合、やはり地域限定的な要素があると思いますので、就職先の企業が果たしてその特区の中にあるのか。それから、そもそもその企業のどこをその特区の中に置いておけばいいのか。本社なのか、デザイン部門なのか、実際に製造する部門なのか等々についてどう整理することができるのかといった悩みもありまして、特区論の中でしたので、この2つ目の話については議論してこなかったというところがございます。

3つ目ですけれども、これは案外、専門学校の方に聞くとあるのですが、デザイン科の

隣の科にいたけれども、いろいろやってみて、結果的に、卒業したときの資格と違うような方向に進みたいといったところに関しては今、就労ビザは出ないものですから、これは法務省さんからも今、御説明がありましたように、斜めがけのようなものについては出ないといったところをどうするのかといったニーズはございます。

4つ目は、恐らくこれが最もこことは関係ない議論かもしれませんが、日本で学んだ外国人が日本で就労できるのではないのですけれども、日本のコンテンツが大好きで、日本で働きたいと思っている人たち。外国で日本語を学んだ人たちが国内に就職したいといった場合の在留資格問題というものがもう一つあるのかなと。

ここはちょっとファッションと離れて恐縮なのですが、私どもが担当していますクールジャパンファンドという官民ファンドがございます。その中で、角川スクールや紀伊国屋と一緒に、クリエイター人材育成スクール事業というものを海外でやっております。これは実際に台湾、シンガポール、ベトナムで日本のコンテンツを学んで、日本で就職したい人たちを育てるということを行っているところで、この人たちが日本で就職するところについては、当然のことながら、今のビザの問題では全く対応できていませんので、ここも特区の議論ではなくて恐縮なのですが、この卒業生たちが、台湾の1期生が昨年出ております。これからシンガポール、ベトナムからどんどん出てきたときに受け入れのところをどうしていくのかという問題はかなり顕在化するのかなと考えているところであります。

ですので、法務省さんと議論をしてきたのは、今の○の4つのうち、一番上の○の部分なものですから、既存の学校から出てきた人、法務省さんに認めていただいている外国人留学生が日本で就労する場合というところについてはガイドラインを明示化することによって担保いただけるのだろうというお話をずっと法務省さんとさせていただいております。2番目以降のお話は、そういう意味では、法務省さんとの議論の中の俎上に乗ってこなかったものですから、この場にも開陳する機会がなかったというところがございます。

1番目のところの本日の議論の中の範囲で申し上げますと、今、根岸室長から御説明いただいていた在留資格の明確化等についてというガイドラインを今、見させていただいておりますが、これは昨日いただいたので、我々はこれでいいのかどうかというところをもう少し検証したいと思っているのですけれども、若干気になるところが幾つかあるというのが現状でございます。

まず、これは1ポツのところにごちゃごちゃ書いてあるので、くどくなると嫌なので、余り説明をするのはどうかと思うのですが、ファッション産業というのは要すれば繊維産業でございます。繊維産業は非常に多段階の複雑なシステムで日本は発展してきたのですけれども、今はデジタル化等を通じて、非常に産業構造が変わってきていると。そうしますと、今のガイドラインで、例えば今日いただいた資料ですと、(4)、(5)になっているところですが、云々の外国人が服飾業を営む会社においてとか、(5)の服飾メーカーにおいてと、この就職先の企業の形態のあり方がかなり変わってきている。ですので、

従来型ですと、アパレルと言われていましたオンワードですとか、今でしたらユニクロとかのほうがあるのかもかもしれませんが、そこがデザイン部門も抱えつつというところもありましたけれども、今は繊維産業の構造が変わる中で、もう少し縫製に近い分野であるとか、あるいは布屋さんが全体の産業構造を駆使してつくっていくとか、いろいろな業態が出てきておりますので、デザイナーが雇われる分野も変わってきております。ですので、どういう会社においてデザイナーとしてというように就職先を限定されると、そこも非常に門戸を狭くするのかなという意味でこのガイドラインは気になっているところがございます。

(6) のところは、先ほど申し上げた斜めがけというところを対応いただいたのだと思うのですが、海外広報業務というところに限定されている。あるいはデザイン科を出ていないけれども、デザイナーとしての能力がある人というのはやはり入ってこないものですから、このあたりもちょっと気になるなどは思っております。というのがこのファッションデザイナーについてです。

余り長くなるといけないので、デザインのほうについては紙を出させていただいたので、省略しますが、デザインのところも若干、デザイン分野の書きぶりが明確化されていない等々、それは前から申し上げている部分がありまして、そういったあたりも引き続き、御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、農水省さん。

○松尾課長補佐 農林水産省食料産業局外食産業室の課長補佐をしている松尾と申します。よろしく申し上げます。

農水省に関しては2点調査が来ていると認識しておりまして、まず1点目の日本食の料理人のほうなのですが、前回、法務省さんからも説明があったと認識しておりますが、日本料理海外普及人材育成事業を平成26年2月から実施しておりまして、対象者の第1号となるのが26年3月卒業でしたものですから、実際には6月からスタートしておりまして、事業年度の最大2年間をまだ経過していないものですから、この事業をどうしてほしいという要望は今のところ来ていない状態で、まずは私どもといたしましても、この事業をきちんとスタートして、運用しまして、その状況を見てまた検討したいと考えておりまして、そういった意味で、法務省さんのほうからは措置済みという形で整理をして、説明されているのだと認識しております。

もう一つが店舗マネジメント人材なのですが、こちらのほうにつきましては、特に今、海外で非常に日本料理店が増えているものですから、日本国内で日本料理の店舗管理、衛生管理の技術習得をしたいというニーズがあるということは私どもも承知しておりまして、今、日本フードサービス協会のほうで、厚生労働省さん、法務省さんとどういった体制にすべきかということ協議していると聞いております。特に試験制度等々を立てる必要があるものですから、そういった面でまだ協議中ということですが、そのあたりを

私どもとしても協力していきたいと考えておりまして、今、対応中ということで、こちらについても措置済みとカテゴライズされていると認識しているところでございます。

以上です。

○八田座長 今の2番目のほうは、試験制度をどうするかを検討中ということですか。

○松尾課長補佐 そうですね。技能として認めていただくために一定の水準であるということを示すことが必要であるという指摘をいただいております、その試験制度なりというものの構築を今、検討を業界で進めていると聞いております。

○八田座長 これは外国で学んだ人ですか。

○松尾課長補佐 これは国内の試験制度ということになりますので、同種でいいますと、惣菜業というところが去年の春から同じように技能実習として認められておりますので、一応、それに倣った形で今、検討を進めておりまして、日本の外食産業で店舗マネジメントをする技術というものはどういったものが求められるか。どういったことが習得可能かというところを今、調整を進めているというところではあります。

○八田座長 日本の専門学校を卒業してということとは関係ないのですか。

○松尾課長補佐 惣菜業の場合で言えば、1号のほうで1年程度技術習得をしながら。

○八田座長 1号というのは何ですか。

○松尾課長補佐 技能実習制度のほうで、1年間であれば、特に職種を問わず、単純労働でなければ入れるのですけれども、その1年間を終えた後、一定の技術レベルを超えていることを認める試験に合格すれば、その次の2号という形に行けるという制度に惣菜業のほうはなっておりますので、それを今、参考に進めていると聞いております。

○八田座長 ありがとうございます。

厚労省さんは。

○久知良課長 特にコメントはございません。

○八田座長 ということなのですが、今のを伺ってどうですか。

○鈴木委員 厚労省はどう聞かれて、ないとお答えになっているのですか。

○久知良課長 私が今日出ているのは、厚労省の業所管としての立場ではなくて、所管の方々がこういう制度をつくりたいということになったときに労働市場にどう影響するかとかということを考えるという立場の方で来ておりますので、若干、業所管の方々と立場が違いますので。

○鈴木委員 調整されている方ではないということなのですか。

○根岸室長 ニーズを聞く相手ではないということです。むしろニーズが出てきたときに一緒に検討する側。

○鈴木委員 別途お問い合わせした担当の方がいらっしゃるわけですか。

○根岸室長 そうですね。厚労省さんは前にもここにいらしていた美容のところについては厚労省さんの部局のほうにお聞きしています。

○鈴木委員 わかりました。特に経産省のほうから非常に建設的な意見が聞かれたのです。

けれども、網の張り方ですね。多分、かなりピンポイントでお聞きになっているのではないかという気がしたのですが、クールジャパンという大きな特区でやれるかどうかとかというようなことを詰めない段階のものも含めてクールジャパンのニーズがない、あるかどうかという聞き方というようなことで、今回は割と具体的なものが聞けたと私は感じました。

私が言いたいことは何かというと、法務省がもうないですという結論をもって、このまま先へ進んでもいいのですけれども、我々はあるということに進んでいってもいいのだけれども、ないということは、かなり強い意味がありますね。つまり、ないということを証明されたという立証責任として法務省がそれを負っているということになりますでしょう。そうではなくて、今、根岸室長がおっしゃったのは、我々の調査範囲ではここまでしかできないということですね。調査の範囲も限界があるし、調査のやり方も法務省としては限界があるので、各官庁に投げざるを得なかったと。各官庁に投げたその聞き方においては無いという結論が出てきたということにすぎないということですね。我々としてはクールジャパンのいろいろなニーズを具体的に聞いていますので、それをないとおっしゃる、指定されているのではなくて、今回の立場としては、法務省として調査した範囲では把握できなかったということによろしいのですね。

○根岸室長 我々は網羅的な把握は困難ですので。それから、調査の仕方というところではいいますと、あくまでも我々はワーキングの指摘事項ということで、指摘事項の紙をいただいて、こういうものが来たのでお願いしますとしています。経産省さんのところについても、もともと前回のときをお願いをしているので、別にほかのものが出てくれば、当然いただけるでしょうし、今回は入っていないけれどもという話はさせていただいていますので、直接来ていないけれども、こういうものはあるよというのならできるし、別に特区の話ではなくても、もともと業界でこういう声があるからできないですかなどという話はいろいろな省庁、経産省さんに限らずやりとりしていますので、それはそれで別に、今回の聞き方が何かあるので、声が挙げられなかったとか、そこで答えないとってはだめとしているというわけではない。

1点だけ誤解がないように言っておきたいのが、ガイドラインの書き方なのですけれども、今、経産省さんのほうから、狭く見えてしまうというのがあったのですが、これは事例なので、具体例を少し抽象化して書いている形なので、その辺が懸念がある場合には、特定のばかり書くと、その業種ではないとだめとかと見えてしまうので、違うものを入れてみるとか、ほぼ中身は同じなのだけれども、違うものを入れてみるとか、そういうものはできると思います。

今回、順番の入れかえとか、いろいろなクールジャパン分野でも、同じことが言えますよということを整理したので、こうつくっていますけれども、もとの本体は各省さんと協議をして、御意見をいただいて、前の原案をつくったものですので、御指摘いただいたところも一旦、皆さんに見ていただいて、前回提示したものということでもあります。今日も

御意見があったので、それも踏まえてまた修正はしていきたいと思っています。

○八田座長 原委員、何かございますか。

○原委員 1つは、経産省さんから、特区で検討されている項目を相当限定されているように理解されているのかなという御説明があったのですけれども、今、お話があったほかの事項というものも検討対象だと思いますので、ひょっとするとこちらからの問題提起の仕方に誤解を招くところがあったのかもしれないので、そこはよくまた調整させていただけたらと思います。

あと、農水省さんの飲食店関連で、これまでの提案の中で、イタリアンだとイタリア人しか入れなくて、フレンチだとフランス人しか入れなくて、東京のイタリアンでアジア人も修行したいというニーズがあって、それも認めたらいいのではないかという話があったのですが、そういうものはどう見られていますか。

○松尾課長補佐 そこは外国料理人をどう考えるかということだと思いますけれども、そこに関しては、技術を持っているということをどう担保していただくのかということにかかっているのかなと思いますので、そこに関しては法務省さんの見解も。

○根岸室長 多分、誤解と1つはいわば提案的な面があると思ひまして、確かにできないのですけれども、提案としてあり得ますということの2点があると思ひます。何人ではないと何料理ができないとかそういうことはなくて、大体は中国の方が中華料理をやるし、フランスの方がフランス料理をやりますけれども、例えばイタリア人の方がイタリア料理ではなくて、フランス料理をやっている、今の仕組みは、熟練した料理人が来るという、それを専門的な分野として入れていますので、勉強するというのは認めていないという意味は同じなのですけれども、フランス人でなくてもイタリア人がフランス料理を10年やっていたということで基準をクリアし、実際やるのもフランス料理の料理人ですと。実際は下働きでは困りますけれども、そういうことであれば、それもオーケーです。アジア人でフランス料理ということもありますし、そういうことはできることになっています。実際の本人の経歴。逆に言うと、フランス人なのだけれども、中華料理をずっとやってきましたという人がフランス料理ですと。フランス人なのだからと言われても、それは逆に言うと、だめということになります。一方の提案として、日本のところがすぐれているから修行したいという話になると、修行のための在留資格というのは今のところない。これは事実であります。それは何人だからということではなくてということになります。

○原委員 わかりました。

○八田座長 私が今までヒアリングして感じるのは、例えば美容業界では、実際は美容師の専門学校で、日本で勉強して、しかも非常に優秀な成績をおさめた人が即座に帰らなければいけないということは実にもったいない。何年、何十年もいるというのではないから、4年とか5年とか、プラティカルトレーニングでいけば、日本のクールジャパンの技術を持って帰れる。こういう非常に切実な要望に対して、厚労省はすごく冷たいのですね。それはやはり業界が反対する事情というのは、ちょっと誤解ではないかとは思いますが、

わからないわけではない。こういうところが本当に一番象徴的だろうと思うのですが、一般則としてクールジャパン的な分野できちんと専門学校を出て、日本人との交流もきちんとした人が、日本の永住権を持つというのではなくて、何年か実際の日本の店で働く。そして、その後、母国に戻るといようなものを原則的に認めていくという方向というのはできないものなのですか。もちろん業種を登録するといような必要はあるとは思いますが、原則がここのような専門学校を卒業した外国人の専門士が、ヘアウィッグやヘアエクステーションの販売業務と。

○根岸室長 例です。

○八田座長 でも、これが厳密に4年、5年したら帰らなければいけないという条件は厳しくつけるけれども、基本的にはプラティカルトレーニングとしてやっていいよという原則論があっていいように思うのです。

○根岸室長 原則がみんなオーケーということにすると、それはそれでやはり一個一個本来はその業ごとに見て、そういう人を入れるのが本当に効果があるのか。問題が起きないのかというものが無いと。今、先生がおっしゃるような考え方はあると思うのです。政策論ですから、絶対悪などというものではないですから、政策論としてはあり得ると思うのですけれども、そういうように入れてしまうというやり方もあり得るのだと思いますが、通常は、ある業種であれば、いわば何年間は何をしてもいいと。お仕事の内容、専門性みたいなものは余り問わないという入れ方は、本当の非熟練労働者の受け入れのやり方になりますので、その場合、いわゆる労働力不足職種みたいなものを特定してやるような形態をとっている国があります。そういうやり方になりますので、それはやはり専門性がそんなにない方も含めて入れるといような入れ方で、実際は本人としてはそれなりの専門性があるのかもしれませんが、通常の在留資格の考え方は活動内容に着目をしていますので、そういうことであると、今の御指摘のようなのは、結構大きな政策的な基本の考え方を変えないと難しいのかなと思いますけれどもね。

○八田座長 美容師になった人が美容院で働けるといのは、非常に専門性を重んじた一般則になるのではないかなと思うのですが。ヘアウィッグやヘアエクステーションよりはよほどそっちのほうが標準的なように思うのですけれどもね。

○根岸室長 その専門性が本当に今入れている専門的といものと比べてどうなのかというところは、我々は本当の確実な評価といのは難しいのですけれども、そこはやはりまず一義的には厚労省さんの判断を尊重しつつ、本当にどうなのかといのは、我々もほかとの並びとかという面では見ていかなければいけないと思いますが、なかなかそうですねと即答するのは難しいと思います。

○原委員 法務省としてはウィッグと美容院で働くものの区別といのはどう論理的に整理されているのですか。ウィッグをつくるのは専門性が高いお仕事、レベルが高いのですか。

○根岸室長 これは商品開発をやるという形になっていますので、たまたま内容が美容を

勉強された方で、美容にかかわるものというだけで、ほかの業界で商品開発などをやられている方と同じなので、技術・人文知識・国際業務といういわゆる大卒ホワイトカラーの在留資格の活動と同等のものとしているということでございます。

○原委員 商品開発と美容院で新しいヘアスタイルを作るのはどう違うのですか。

○根岸室長 実例は知りませんが、極論を言うと、美容師さんが直接カットをしたりというものは認めていませんけれども、美容というものを学んだ、デザインなどの人とか、その知識、技術を生かしてヘアスタイルを考案するみたいなことだけをやっている人がもしいるとすれば、それはそれで当たり得るのかなと、頭の整理としてはという気はいたします。

○原委員 ヘアウィッグの商品開発だって多分作るところまできつとされるのですね。

○根岸室長 作る作業員だったら多分だめということになります。

○原委員 開発の部分も入っていればいいということですね。

○根岸室長 開発をして、ファッションなどでもそうだと思いますけれども、デザインをして、1つこれが原型ですというものをつくる場合があると思うのです。本当にデザインだけの場合もあるかもしれませんが、それを何十着同じものをつくっていきまうということはまた別の作業ということになると思いますけれども、開発をするということであれば、現行の在留資格に当たると考えています。

○八田座長 法務省さんのお考えは、やはり業所管庁の判断がまず第一の前提であると。その判断にはかなりよこしまな背景があるかもしれないけれども、それは問わないと。そして、やはり日本全体にとっていいことかもしれないけれども、そこは目をつぶると。まずは業所管庁がどういう政治的な圧力にさらされているか。それはもう一切目をつぶって、いいことでもそれはしないと。まずそこが最初の条件だということですね。

○根岸室長 はいとは言えないのですけれども、それがいいことなのかどうなのかと我々はなかなか所管として判断ができない。とすると、やはりそれはいろいろな意見がある中で、それも踏まえて業所管庁だって立場、意見が変わる場合もあるでしょうし、本当にそういう強い意見があっているやってくれば、前はこれは難しいと言っていたけれども、こう限定すれば言えるかもしれないというのは出てくるかもしれません。

前にも例に出したかもしれませんが、今、入管法の改正案が前の国会から継続になっていますけれども、出している中で介護というものがあります。介護はどちらかというと非熟練分野の、これだって、よくここで議論になりましたが、全く単純でないのはみんなわかっているわけです。それなりの専門性はある。でも、なかなか専門的技術的分野とまでは言えなかった。でも、介護福祉士のやる介護というものを切り分けて、これは質が違うというものをずっといろいろな検証をして、厚労省さんの検討会などできちんと検討してもらって、これは切り分けて、こちらは専門的という位置づけができるというので、これは別に政策変更とか、基本施策の変更でもないし、特例措置でもなくて、実はよく探せば、専門的技術的と言える別の分野があったというものが、まだできていませんけれども、

一つ今度新しくつくろうとしているものです。

そういうように議論をしていくと、いろいろ検討していけば新しいものは出てくるとい
うことはあるのだと思います。最終的に何かつくって、本当にそこの受け入れをしてい
うとか、ましてや特例措置としてやろうとかということになると、最初の議論の検討の段
階ももちろんそうですし、その後の運用面も考えると、業所管庁にきちんと真ん中に入っ
ていただかなければいけなくなってくるので、そこでそれをすっ飛ばした状態で、何とな
く言われたことが法務省として理解できたのでやってしまおうというやり方は、結
局、その後の運用ベースでもうまくいかないということになるのではないかと考えていま
す。

○八田座長 わかりました。そうすると、これはやはりまた別なレベルで議論を続けてい
く必要があるのではないかと思います。どうもありがとうございました。

よろしいですか。

○藤原次長 結構です。

○八田座長 どうもありがとうございました。